

建交労



とうきょう

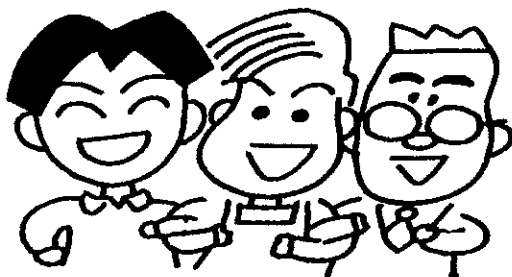
建交労東京都本部機関紙

第18回定期大会議案

第2号議案・2015年度運動方針案
事前討論版

2015年9月13日（日）午前10時開会

東京トラック健保会館6階



〈住 所〉東京都千代田区四番町5番地7
〈電 話〉03-3264-2361

全日本建設交運一般労働組合東京都本部

< 2号議案 >

2015 年度運動方針(第一次案)

はじめに

2015 年度運動方針は、建交労中央本部方針を土台にして、東京においてどう具体化していくかを示したものです。

情勢の考え方や基本的な課題、運動の進め方については、本部方針とあわせて読んでもらって、内容をつかむようにして下さい。

I. 闘争の課題と組織建設、要求・政策の基本

1. 労働運動の役割と建交労に求められる課題

労働組合は、第一に組合員の仕事と生活そして権利を守るためにあります。平和や民主主義、憲法を守れというのもそのためです。

日本の労働組合の大部分は、公務員や大企業の正社員を中心としたナショナルセンター「連合」に属しています。「連合」は、企業が儲けてこそ社員の給料も払えると考えて、賃上げをまともに要求しません。不安定雇用の労働者が一部にいて正社員の身分が保たれると考えて、まともな雇用を要求しません。

建交労は、もうひとつのナショナルセンター「全労連」に参加しています。「全労連」は、はたらく人々すべてがまともに雇用され、生活できる賃金を受け取ることで、国全体の経済が成り立ち、企業の業績も良くなると考えています。

全労連は、「大企業の内部留保で賃金と雇用の改善を」、「中小企業の経営環境改善」、「被災者本位の復興」、「TPP参加反対」、「社会保障の抜本的拡充」、「消費増税反対」、「沖縄普天間基地の即時無条件撤去」、「戦争法案反対」、「憲法を政治と暮らしに活かせ」など、労働者・国民の要求を掲げています。

各分野での国民運動の高まりは、全労連の社会的影響力をひろげ、組織的な力を確保する条件を広げています。

建交労は、業種の要求や政策を産業と地域における運動の力で実現をめざします。

建設では、生公連や建設政策研究所などと共同を広げ、国土交通省交渉やゼネコンとの懇談で、公契約条例制定や適正賃金・単価確保の展望を開いていきます。

交通運輸では、交運共闘や陸海空港湾労組20団体などとの共同を広げ、中小企業での共存共闘の方針を明らかにした運動を進め、JR各社への影響力を強めます。

自治体関連では、共闘組織や研究団体と協力し、学童保育制度や高齢者政策の分野で前進を目指します。

2. 魅力的な組織の建設と全組合員参加型の運動

すべての分会でひとりふたりの組合員を増やすこと、建交労未加盟組合へ加入の訴えの展開、100%登録運動の推進で、1,000名の都本部を回復します。

すべての組合員が何らかの役割を分担し、都本部・部会・支部と連携して生きいきと活動できる魅力的な組織をめざして、中心的な役割を発揮できるようにします。

アンケートを使った労働者との対話は、誰でもできる要求と組織の運動です。対話の対象や目標を決めて、取り組みを強めましょう。

わたしたちの仕事や生活と権利を守るために、「戦争法案」を阻止します。「労働者派遣法」の改悪や消費税の増税に反対します。教育や社会保障の拡充と豊かな中小企業対策を要求します。憲法を守らせ、国民的要求実現の運動を進めます。

3. 要求と政策の5つの基本

- ① アンケートと対話の結果を良く見て、組合員が確信を持てる賃金要求を確立します。最賃闘争や公契約条例の制定、事業団や公共サービス分野での随意契約の拡大、適正単価や予算の確保など、業種ごとに賃金闘争を展開します。
- ② 失業者・雇用闘争を展開します。東京地評・東京春闘共闘と連携し、ハローワーク前などでの失業者アンケート、対話活動などを展開して、求職者・失業者の実態をつかんで社会的に告発し、国や自治体に安定した雇用・就労対策の実現を迫ります。
- ③ 制度政策闘争を強化します。「4つの大運動」（失業者・高齢者、建設産業民主化、自治体関連、トラック）は、実利獲得にむけた闘争を展開します。また、「公共交通の民主化」や「いのちと健康を守る」運動など、職場と地域に密着した業種別運動を進めます。
- ④ 経済の国民的回復を求めます。大企業優先の政策を改め、地域経済の担い手である中小企業の経営改善と地域住民の安全・安心を重視した産業振興政策を、中小企業経営者や業界団体、消費者などとの幅広い共同で実現させます。
- ⑤ 労働者の権利をたたかい取ります。トンネルじん肺根絶闘争の早期全面和解、京王新労組支部差別事件の勝利解決を勝ちとり、JALや社保庁の不当解雇撤回のたたかいを支持します。労働法制の改悪を阻止し、働くルールや取引ルールの確立を求めます。

II. 要求実現の運動を支える組織建設

1. 組織拡大運動

(1) 組織拡大の運動について

都本部では、①職場での多数派をめざすこと②多様な非正規労働者を視野に入れること③青年や女性を重視した拡大運動を展開します。

都本部の財政登録数は、6月末で〇〇〇名となりました。共闘組織や友誼団体の会費の見直しや職員の賃金の抑制などをして、一般会計が赤字となっています。情勢が求める運動を進めるためにも一定の活動資金が必要です。

(2) 労働者の実態と組合員拡大運動の理念

「格差と貧困」が社会問題となり、最近では「格差の固定」が大問題となっています。

人減らしリストラを強行する経営者トップに数十億円の報酬が支払われ、わずか1%の特権労働者に年収数千万円が支払われる一方で、少なくない労働者は年収200万円稼げない「ワーキング・プア」の状態に置かれています。

働いても働いても生きていくのが精一杯、ちょっとした失敗でホームレスに転落してしまう。生活保護も頼りにならない。

わたしたちが組織の対象としているのは、そういう人々です。

明日が見えない人々にどうやって労働者であると自覚させるか、どうやって要求を持たせるか、それは建交労東京都本部の持つ明快な政策を語り、その運動の全体像を見せることです。

組合に入ったからと言って、明日から賃金上がるわけではありません。しかし、納得できる賃金・労働条件の実現のために、みずから要求し運動していく生き方こそが人間らしい生き方なのです。

中小企業での運動には大きな制約があります。大企業優先の国の政策があるからです。建交労が「働くものが大切にされる社会」の実現のために、国に憲法を守らせ、大企業や財界に労働者の権利を守らせる運動に取り組んでいることを語ることです。

ティッシュ・ビラやホームページでの宣伝も重要ですが、対象者の願いや悩みに寄り添って、腹を割って話し合うことです。

(3) アンケート結果を土台とした要求と制度・政策要求の確立

アンケート活動は、まず組合員が自分の要求を書くことから始まります。誰にでもできる活動の第一歩です。

そして周りの労働者に声をかけ、対話しながら書いてもらうことです。なるべく多くの労働者と対話し、願いや悩みを聞き取ることで、生きた要求を作ることができます。

＜アンケート活動の目的と意義＞

- ①自らの要求を明確にして、その実現をめざすたたかいに決起すること。
- ②要求・政策の根拠や正当性、社会的意義を明らかにします。
- ③全組合員運動にしていくことで組織機能の確立・強化をはかります。
- ④アンケートをひろげることで組織拡大や共同の対象をひろげます。
- ⑤アンケートの結果に示された労働者や中小業者などの実態をマスコミやインターネットなどを活用して可視化し世論を味方にします。
- ⑥実態告発と世論が、業界や自治体・政府を具体的に動かす原動力になります。

アンケートを使って「全組合員参加の運動」を徹底し、賃金・単価改善要求と職場の独自要求を確立します。

組合員の意思統一をはかり、有額回答の引き出しをめざします。

業種部会では、特有の制度・政策要求を重視し、集団交渉や政府・自治体交渉、業界団体への申し入れなどを展開します。

(4) 賃金・雇用の改善、労働時間の短縮のとりくみ

「大幅賃上げで不況の打開を」は、政府系経済学者でも否定できなくなっています。アンケートと対話に基づく要求に自信を持って、賃上げ・一時金闘争にとりくみます。

また、最賃引き上げや公契約条例制定の運動をすすめます。

建交労は、失業者・高齢者の仕事確保、若者の安定雇用、ダンプ組合員の使用促進、ブラック企業の根絶など、憲法 27 条に保障された働く権利、25 条が保障する健康で文化的な生活などを実現するため、雇用の確保・改善を求めます。

低賃金と不安定雇用などを背景に異常な長時間労働が生みだされ、過労死や過労自殺、精神疾患、労災事故、家庭崩壊などの悲劇が繰り返されています。8 時間労働を原則にすえて、労働時間を短縮するたたかいを強化します。

(5) 産業・業種別運動の展開

業種別運動の基本は、その産業・業種が抱える問題や課題を浮き彫りにし、要求実現の政策を明確にすることです。「幹部まかせ」の運動を克服し、職場・地域から全組合員が参加する運動として発展させることを、最大の課題として位置づけます。

業種別運動では、企業・業界団体の社会的責任を追及すると同時に、国や自治体のはたすべき社会的役割を明らかにし、求めていきます。

大企業・荷主・元請・業界団体に対しては、中小企業との公正取引と法令順守を基本にした適正単価・運賃の確保などを求めます。

国や自治体に対しては、大企業優先の政策から国民本位・地域住民本位の政治への転換を求め、公契約条例制定をはじめ業種部会の制度・政策の実現をめざします。

職場・地域からの業種部会運動を基本に、マスコミやインターネットの活用を含む宣伝活動を展開して世論づくりをすすめ、全国闘争に発展させます。

業種別運動では多種・多様な共同をひろげます。その際に「共存・共闘」の原則である「3つの前提」と「3つの柱」を踏まえて推進することが重要です。

<「共存・共闘」の3つの前提>

- ① 労使が政府・財界の中小企業政策に対する認識の一致に向けて努力する。
- ② 労使が公正取引ルールと働くルール確立を一体で追求する立場に立つ。
- ③ 労使が一致する要求・行動で影響力と主体的力量を強化する立場に立つ。

<「共存・共闘」の3つの柱>

- ① 経営者は法令を順守し、労働組合は経営者の自主性を尊重する。
- ② 経営者は労働組合に誠実に対応し、労使は集団的労使関係確立に努力する。
- ③ 労働組合は経営環境改善、中小企業政策など「提案型」運動を追求する。

(6) 全組合員参加と部会の共同、地域との連携による拡大運動と「月間」の推進

組合員拡大運動は、機関の執行部と組織建設推進委員の綿密な連携を構築し、組合員に依拠した全組合員運動として展開します。

また、業種部会の人材やノウハウを活かす部会の共同を重視するとともに、都本部と部会の連携、全労連・東京労連・地域労連との連携による「総がかり作戦」など、なかまの力を最大限に活かす運動にします。

全国的な組合員拡大月間は10～11月と3～4月に、準備期間として8～9月と1～2月を設定されます。この準備期に、以下の5つの課題すべてを職場・地域の段階までやり切ります。

<拡大月間の準備期間でやり切る課題>

- ① 拡大目標と組織化の対象（個人対象者、対象職場、対象地域、対象業種、対象未加盟労組など）を明確にします。
- ② 組織化の対象に対する作戦・計画・担当者・行動配置などを決めます（必要なビラや宣伝カー、宣伝テープなどの準備・手配を含む）。
- ③ 集中ゾーンの行動内容などを明確にし、参加者の配置などを確定します。
- ④ 全組合員参加の拡大「月間」にするため組織建設推進委員を中心に組織拡大の意思統一をする学習会や集会などを開催します。
- ⑤ 組織建設推進委員の配置と役割を明確にした強固な推進体制を確立します。

(7) 共済の活用強化

共済は、組合員の生活保障の重要な活動です。退職・離職者の継続加入を広げます。働く仲間の助け合いである共済の特徴を良く学び、組合員拡大の力とします。

トラックの労働相談で、事故を起こし会社から多額の修理代を請求されるという事例が相次いでいます。会社がそもそも任意保険に加入していないケースもあります。自動車共済が

活用できないか研究をすすめます。

(8)ホームページの活用

労働相談をしてくる労働者の大半は、事前にホームページを閲覧してから連絡してきます。現在ホームページは更新が滞っていますが、全面的なリニューアルを行います。

労働者に対しての訴えや、業種の要求・政策、共済制度についても発信します。

(9)労働者の実態にあわせた加入の方法

職場にすでに建交労の組合がある場合には、そこへ加入してもらいます。同業他社など、手の届く範囲であれば、一定の準備をして公然化をめざします。

そうでない場合には、非公然の点在組合員として、社会的な運動などに取り組んでもらうようにします。

2. 組織機能の確立・強化、全員参加型労働運動の推進

(1) 民主的・集団的な組織運営

支部機能の確立・強化をはかります。規約にもとづく組織運営を徹底していくことです。

組織の4つの指標（①機関の確立・強化②交渉権の確立・強化③財政の確立・強化④学習教育活動の確立・強化）にもとづき、日常的に自己点検することです。

(2) 拡大目標と推進体制

組合員の知恵と力に依拠して、拡大目標を確立します。拡大運動を通年で展開でき、職場の隅々までを点検・掌握し、必要な手だてが打てる推進体制の確立をめざします。

組織建設推進委員会を中心に職場の推進体制を確立し、委員どうしが相談し合えるような仕組みを作ります。支部の幹部と委員の連携（連絡・報告・相談）を緊密にするようにします。

(3) 組織建設推進委員の成長と次世代幹部の育成

都本部は、組織建設推進委員の役割を明確にします。また委員がやり甲斐をもって活動できるよう指導・援助を強め、学習・教育を強化します。

(4) 学習教育の確立

勤労者通信大学の受講は、役員や組織建設推進委員の必修プログラムとして重視し、受講者の組織と修了のとりくみを強化します。また「学習の友」の読者拡大にもとりくみます。

建交労 2016 年パワーアップ試験は、新入組合員テキストによる A コースを、すべての組合員が必ず一度は挑戦する学習活動として取り組みます。

(5) 建交労東京学校の推進と教育制度の確立

まもなく第一期 4 回の講座が終了します。各回とも 20 名程度の受講者にとどまりました

が、積極的な感想文が数多く寄せられています。

きちんとした総括をして、第二期を展開します。支部・分会の役員やその候補者を先頭に
して、すべての組合員の修了をめざします。

講義用の資料を整備して、支部、地協や部会が学習会を開けるよう、援助を強めます。

組織建設推進委員向けの幹部教育を計画します。全労連でも幹部教育が進んでいます。東
京学習会議や労政事務所の講座などにも、積極的に参加できるようにします。

(6) リクレーション活動の強化

第二回都本部ファミリーバスツアーが、約 30 名の参加で行われました。組合員同士が仲
良く交流できる企画は、労働組合の活力の源です。第三回の検討をすすめます。

各組織でも、積極的にリクレーション活動を計画して下さい。

(7) 専門部の強化

青年部には、様々な業種から参加が広がっています。反核トラックキャラバンは、地評青
年協でも評価され、定着した運動となっています。援助を強めます。

女性部では、憲法カフェの取り組みが定着し、学び交流するスタイルが確立しています。
職場から積極的に女性部委員を送り出し、いっそう活動を広げる必要があります。

青年部・女性部とも、職場訪問の計画を立てるなど、運動を推進していきます。

Ⅲ すべての争議に勝利するたたかいと権利闘争の強化

(1) じん肺根絶闘争

「トンネルじん肺基金」創設を建交労の総力をあげてとりくみます。ひき続き国会議員の
賛同をひろげ、被告ゼネコン企業の社会的責任を追及して、秋の臨時国会での成立をめざし
ます。また、2007 年の政府との合意にもとづく「じん肺防止対策の徹底」と「8 時間労働」
の実現をめざし全国運動を展開します。

トンネルじん肺根絶訴訟の早期和解をめざすとともに、トンネル工事現場の調査やじん肺
患者掘り起こしと患者救済のとりくみを強めます。

じん肺被害を否定する中央じん肺診査医の民事裁判介入や、それを放置して、実質的なじ
ん肺法改悪を推進する国の対応を改めさせるたたかいを強めます。

(2) 憲法を活かす諸権利闘争の強化

パワハラ・セクハラ、賃金不払い残業、偽装派遣・請負、労働協約違反・就業規則の不利益変
更などを繰り返す「ブラック企業、ブラック業界」の根絶をめざします。

学生を食いものにする「ブラックアルバイト」を含めて、企業のブラック化、協定無視や
法令違反などの権利侵害・違法行為などを許さず、職場の権利総点検運動などによる権利侵
害防止・是正対策を強化します。

悪質な経営者と結びついた弁護士や社会保険労務士による不誠実団交や支配介入などに

対応するたたかいを重視します。

公務労働者の削減と公務員賃金の引き下げは、労働者・国民への攻撃と位置づけ、反対闘争を強めます。賃下げ撤回を求める裁判闘争などへの支援を強め、公務労働者の権利を奪う攻撃への反撃をつよめます。

(3) すべての争議の早期解決

京王新労組支部争議の早期勝利全面解決をめざし、支援を強めます。

全国の争議の早期勝利解決に向けて、全労連の支援総行動への参加を強めます。

日本航空と社保庁の不当解雇撤回闘争への支援を強化し、早期全面勝利をめざします。

IV. 2015 年秋季年末闘争と 2016 年春闘の準備

1. 秋季年末闘争での組合員拡大と「月間」の推進

2015 年秋の組合員拡大月間が 10～11 月に、準備期間が 8～9 月に設定されます。準備期間には拡大目標・対象者・行動計画・推進体制の確立などを徹底します。定期大会終了後すぐにアンケート活動をスタートさせます。

都本部は、年間 100 人以上の組合員純増と、第 18 回定期大会までの「推進委員」100 人以上登録の具体的計画を確立して、目標を達成させます。

秋の「月間」集中期間は、すべての組織が組織拡大行動を必ず実施します。中央本部が作成するティッシュ付宣伝ビラを活用できるようにします。

2. 2015 年秋季年末闘争の重点と行動配置

(1) 憲法を守り活かす諸課題

憲法改悪を狙った「戦争法案」のたくらみなど、安倍内閣の「戦争する国」づくりの策動を阻止するたたかいに全力をあげます。

大企業の莫大な内部留保を還元し、年末一時金の大幅引き上げ、中小企業の適正単価・運賃の收受、雇用・仕事の確保を求めるとともに、公契約法・公契約条例制定の運動を推進し、実体経済の回復をめざします。

秋季年末闘争での大きな対決軸は、「戦争法案」、「労働者派遣法」そして「消費税増税」です。職場と地域での共同を柱に大規模な全国闘争へと発展させます。

原発ゼロをめざす運動は、いのちと健康、雇用と生活を守り、放射線被害の補償などを求める運動などと結合し、「原発再稼働」に反対する行動などに結集します。

普天間基地の即時無条件撤去、辺野古新基地建設阻止、オスプレイ飛行禁止・撤収を求めるとともに日米安保条約廃棄のたたかいを強化します。

(2) 年末一時金闘争の強化

年末一時金闘争は、年末・年始の生活を支える重要な経済闘争として、春闘アンケート活動や組織拡大月間と結合して推進します。

都本部は、2016年春闘を視野に、統一闘争への結集、点検・集約・報告体制の確立をはじめ統一交渉団の拡充など闘争体制の強化をはかります。

全国いっせい要求提出日は〇月〇日、第1次回答指定日は〇月〇日、回答指定日の翌日が統一闘争日とされます。

(3) 秋の中央行動

建交労は、春闘共闘などの中央行動と連携して、政府や国会議員、業界団体などに要求実現を迫る「秋の中央行動」を実施します。都本部から積極的な参加をめざします。

都本部は、支部や部会と連携して、全労連が全国で実施する中央行動の成功に向けて積極的な対応をはかります。

3. 2016年春闘の準備と主な日程

(1) アンケート活動の展開

大会直後からアンケート活動にとりくみます。全組合員が参加してアンケート活動を行う意義や目的・目標・役割・行動などを学習し意思統一することを重視します。すべての組織がこうした基本的なとりくみをすすめます。

アンケートは、11月上旬、12月下旬、2016年2月中旬の節目ごとに集計され、結果が公表されます。都本部として、運動推進のために活用します。

(2) 支部・分会の大会・部会総会の運営

支部・分会大会と部会総会は十分な準備をおこない、可能な限り多くの組合員の参加を保障し、最高決議機関として活気と確信にあふれる大会・総会となるようにします。

(3) 2016年春闘中央討論集会の開催と2016年春闘方針の決定

2016年春闘の中央討論集会に積極的に参加をひろげます。

建交労の2016年春闘方針は、第17回中央委員会で決定されます。中央委員会は2016年春闘勝利と春の組合員拡大月間を成功させる全国決起の場として成功するよう、都本部として力を尽くします。

発 行 所

全日本建設交運一般労働組合東京都本部

〒135-0048

江東区門前仲町1-20-3 東京建設自労会館7階

電話 03-3820-8644 FAX 03-3820-8646

編集発行人 松田隆浩

(〒60円)